

霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

平成28年12月6日提出
霧島市長 前田 終 止

霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年霧島市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「その子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、同条第2項前段中「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改め、同項後段中「その子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改める。

第8条の3第4項中「日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）」を「要介護者」に改め、同項後段中「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改める。

第11条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第15条第1項中「職員が」の次に「要介護者（）」を、「もの」の次に「をいう。以下同じ。」を加え、「ため、勤務」を「ため、任命権者が、規則の定めるところにより、職

員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務」に改め、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、霧島市職員の給与に関する条例第10条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第17条の見出し及び同条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（提案理由）

人事院による「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」の改正に係る勧告に鑑み、介護のため1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇の新設等を行うため、本条例の所要の改正をしようとするものである。